

修正箇所一覧

平成29年度 嘉瀬川水系堰管理支援業務

入札公告

修正箇所	新	旧
<p>1. 業務概要 (3) 業務の内容 5) その他の業務を削除</p>	<p>1. 業務概要 (3) 業務の内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。 1) 嘉瀬川大堰・大井手堰の操作規則もしくは操作要領（以下「操作規則等」という。）に基づき、当該堰・排水機場の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。 2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。 3) 嘉瀬川大堰・大井手堰及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。 ①嘉瀬川大堰・大井手堰本体及びその周辺の適正な管理に関すること。 ②管理設備における計器類の異常に関すること。 ③施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。 ④その他以下の緊急事態に関する事項。 ・操作機器及びその他機器の異常が認められた時 ・その他災害発生防止のための措置が必要と判断された時 4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。 ①操作記録、目視による点検記録及び出水記録。 ②監視状況等の記録。 ③補修履歴の記録。 ※ 記録紙の整理。必要に応じて電子記録媒体も行う。（記録紙等消耗品類の在庫管理も含む。）</p>	<p>1. 業務概要 (3) 業務の内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。 1) 嘉瀬川大堰・大井手堰の操作規則もしくは操作要領（以下「操作規則等」という。）に基づき、当該堰・排水機場の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。 2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。 3) 嘉瀬川大堰・大井手堰及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。 ①嘉瀬川大堰・大井手堰本体及びその周辺の適正な管理に関すること。 ②管理設備における計器類の異常に関すること。 ③施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。 ④その他以下の緊急事態に関する事項。 ・操作機器及びその他機器の異常が認められた時 ・その他災害発生防止のための措置が必要と判断された時 4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。 ①操作記録、目視による点検記録及び出水記録。 ②監視状況等の記録。 ③補修履歴の記録。 ※ 記録紙の整理。必要に応じて電子記録媒体も行う。（記録紙等消耗品類の在庫管理も含む。） 5) その他の業務 ①施設内の軽微な清掃及び施設周辺の除草。 ②施設の操作規則等の改善に関する検討 ③周辺地域における内水等による被害発生時の初期段階の被害概要の把握、報告書のとりまとめ。 ④水位予測システムを用いた水位計算 ⑤施設の操作に伴う警告放送、警告装置の稼働状況の確認等。 ⑥施設の操作に必要な河川巡視の補助。 ⑦施設見学者への説明補助。</p>

修正箇所	新	旧
<p>4. 業務概要 (2) 業務の内容 5) その他の業務を削除しを(6)に繰り上げ</p>	<p>4. 業務概要 (2) 業務の内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において、作業を行うものである。 主な業務内容は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 嘉瀬川大堰・大井手堰の操作規則もしくは操作要領（以下「操作規則等」という。）に基づき、当該堰・排水機場の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。</li> <li>2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。</li> <li>3) 嘉瀬川大堰・大井手堰及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①嘉瀬川大堰・大井手堰本体及びその周辺の適正な管理に関すること。</li> <li>②管理設備における計器類の異常に関すること。</li> <li>③施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。</li> <li>④その他以下の緊急事態に関する事項。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作機器及びその他機器の異常が認められた時</li> <li>・その他災害発生防止のための措置が必要と判断された時</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①操作記録、目視による点検記録及び出水記録。</li> <li>②監視状況等の記録。</li> <li>③補修履歴の記録。</li> </ol> <p>※ 記録紙の整理。必要に応じて電子記録媒体も行う。（記録紙等消耗品類の在庫管理も含む。）</p> </li> <li>5) 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報については、別紙1「業務発注担当部署及び対象施設」、別紙3「従来の実施状況に関する情報の開示」を参照。」</li> </ol>	<p>4. 業務概要 (2) 業務の内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において、作業を行うものである。 主な業務内容は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 嘉瀬川大堰・大井手堰の操作規則もしくは操作要領（以下「操作規則等」という。）に基づき、当該堰・排水機場の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。</li> <li>2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。</li> <li>3) 嘉瀬川大堰・大井手堰及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①嘉瀬川大堰・大井手堰本体及びその周辺の適正な管理に関すること。</li> <li>②管理設備における計器類の異常に関すること。</li> <li>③施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。</li> <li>④その他以下の緊急事態に関する事項。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作機器及びその他機器の異常が認められた時</li> <li>・その他災害発生防止のための措置が必要と判断された時</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①操作記録、目視による点検記録及び出水記録。</li> <li>②監視状況等の記録。</li> <li>③補修履歴の記録。</li> </ol> <p>※ 記録紙の整理。必要に応じて電子記録媒体も行う。（記録紙等消耗品類の在庫管理も含む。）</p> </li> <li>5) その他の業務             <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設内の軽微な清掃及び施設周辺の除草。</li> <li>②施設の操作規則等の改善に関する検討</li> <li>③周辺地域における内水等による被害発生時の初期段階の被害概要の把握、報告書のとりまとめ。</li> <li>④水位予測システムを用いた水位計算</li> <li>⑤施設の操作に伴う警告放送、警告装置の稼働状況の確認等。</li> <li>⑥施設の操作に必要な河川巡視の補助。</li> <li>⑦施設見学者への説明補助。</li> </ol> </li> <li>6) 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報については、別紙1「業務発注担当部署及び対象施設」、別紙3「従来の実施状況に関する情報の開示」を参照。」</li> </ol>